

第35回 軽井沢22世紀風土フォーラム基本会議

【日時】 令和5年10月16日（月） 18:00～19:05

【形式】 オンライン会議

【出席者】 基本会議委員：稲葉俊郎委員、金山のぞみ委員、鹿ノ戸彩委員、
小出恵委員、袖山尚委員、福原未来委員、三島勇委員

内 容

【会長】

皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

季節の変わり目で風邪も流行っているようですが体調など崩されておられませんでしょうか。早いもので今年もあっという間に10月になりまして、基本会議も残すところ半年となりました。今年の秋は、各種行事なども各地で開催されており、徐々にコロナ前のような生活に戻りつつあるように思います。セミナー、おしゃべり場、芸術祭もいよいよあと1ヶ月余りとなりました。今月の広報かるいざわに掲載していただいておりますが、引き続き皆様のご家族やお知り合いなどにもお声がけいただきまして、後からそんなイベントあったの知らなかったといったことが起こらないように、是非とも多くの皆様にお声掛けいただければと思います。

それでは簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

○議題(1)「まちづくり基本条例の改正について」

【会長】

議題（1）軽井沢町まちづくり基本条例の改正について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

軽井沢町まちづくり基本条例の改正について、これまでの経緯をまとめさせていただきますと、以前から風土フォーラムに代わる新しい組織を立ち上げたいということ

を事務局よりご説明していたかと思えます。また、前回の基本会議では町長からも新しい組織について説明をさせていただきました。なお、風土フォーラムに代わる新しい組織を立ち上げるにあたっては、まちづくり基本条例の改正が必要になり、また、まちづくり基本条例を改正するにあたっては、風土フォーラム基本会議で条例の改正について協議をしなければならないということが、条例の中で謳われておりますので、今回議題として挙げさせていただきました。

では、資料①をご覧ください。

簡単ではございますが、資料について説明させていただきます。

1としてまちづくり基本条例の改正の趣旨を、2として改正の内容を記載しています。改正の内容ですが、軽井沢22世紀風土フォーラム等の削除ということで、後ほど条文をご説明しますが、緑色の枠の中にある風土フォーラム基本会議、まちづくり活動支援部会、プロジェクトチームの3つの規定を削除するという改正を行うものです。

そして、その下の(2)にまちづくりに関する提案関係の改正ということで、上記の改正に伴い、町民等から町長に対し提出されたまちづくり提案について、軽井沢22世紀風土フォーラム基本会議に意見を求めることができることとされた規定を削除する改正になります。

では、まちづくり提案について簡単にご説明したいと思います。まちづくり提案は、まちづくり基本条例に基づいたもので、まちづくりに対するアイデアや自主的なまちづくりの活動について、町民等が町長に対し提案できる制度でございます。そのまちづくり提案について、町長は必要に応じて軽井沢22世紀風土フォーラム基本会議に意見聴取のうえ、政策への反映などを検討していくというものでございます。

まちづくり提案に関する規定の中で、今申し上げたとおり町長は風土フォーラム基本会議に意見を求めることができるとされている規定がありますが、今回、その基本会議自体が削除されますので、それに合わせて、その辺の文言を改正していくというものでございます。具体的な条文は、後ほど説明させていただきます。

次に3として、今後のまちづくり活動について記載しています。

まちづくり基本条例の中では、新しい組織について規定はしませんが、より自由度の高いまちづくり活動ができるよう中間支援組織が立ち上がっていくことを想定しているという内容でございます。中間支援組織の具体的な活動は、次の事項を想定しています。町から中間支援組織に必要な経費を支給し、当該組織が民間団体等のまちづ

くり活動を支援していくというもので、例えば、まちづくり団体等に対する中間支援組織による助成事業などが考えられます。続いて、町・各種団体等との協働によるまちづくり活動の実施ということで、例えば、町から中間支援組織に対してまちづくりの方向性を示し、その方向性の中で町・中間支援組織の両者の協働によるまちづくりを実現していくということを想定しているというものです。また、中間支援組織のイメージ図を掲載していますのでご覧ください。

最後になりますが、条例改正の施行期日は令和6年4月1日を予定しております。また、この条例改正案は令和6年3月議会に提出する予定でございます。

続きまして、資料②をご覧ください。

条例改正の新旧対照表になります。こちらは内部資料になります。内容があるところだけ、ご説明いたしますので、4ページと5ページをご覧ください。

改正前の第9条から第9条の3までの3条を削除するものです。そして、改正前の第10条がまちづくり提案について規定したのですが、風土フォーラム基本会議が削除されることに合わせまして、整理をし、「町長は、前項の提案が、この条例の趣旨に即したまちづくりに資するものであると認められるときは、当該提案をまちづくり施策に反映させるよう努めるものとする」という内容に改正するものでございます。

説明は、以上でございます。

【会長】

では、質問のある方お願いします。

【A委員】

中間支援組織で、具体的に参考にした事例を教えてほしいということと、これは委託事業ですか。契約の形式を伺いたい。

【事務局】

参考にしたのは長野県の信州アーツカウンシルです。信州アーツカウンシルは、芸術に特化した組織ですが、その仕組みを参考にしました。

また、今回は委託ではなく、負担金の支出により対応する予定です。予算がある中で、中間支援組織はまちづくりを推進していくことができると考えています。

【A委員】

まちづくりってということになると、かなりの権限が必要になりますよね。具体的にどういう権限を設けるつもりでしょうか。

【事務局】

お金を動かせる権限があると思います。資料①の中間支援組織イメージ図をご覧ください。ただきたいのですが、まちづくり団体に対して資金的な支援をしていくことを想定しています。「みなまち補助金」の代わりになる事業となります。まちづくり団体が、活動について中間支援組織に提案をして、それについて中間支援組織が審査をして、認められたものについては補助金として中間支援組織が支援をしていくということを考えています。また、企業、商工会などの主体と連携をとりながら、まちづくりを推進していくというイメージです。

【A委員】

すごく難しい組織だなと感じました。お金を預かったり、評価をしたり、活動をチェックしたりして、そういう中間支援組織は、今軽井沢にあるんですか。

【事務局】

今は、軽井沢町にないかと思います。

【A委員】

どういう組織をイメージしているんですか。既存のNPO法人のような組織を町が育てていくのか、町が組織化して民間団体やNPO法人にするのか。

【事務局】

中間支援組織には、さまざまな形があって、実際に法人化する場合があります。長野県は、元々あった法人を活用して、その法人の中に中間支援組織の推進室を設置しています。名古屋市は、法人化せずに任意団体で行っています。我々としては、現時点では、法人化するのか任意団体にするのかまだ決めていません。

【A委員】

芸術とか、1部門に特化したものだと非常にわかりやすいんですけど、まちづくりということになると、ものすごく守備範囲が広いわけで、かなりきっちりした組織にしないと大変だと思います。専門家もいないととてもじゃないけど、市民活動の支援はできませんから、そういうものを具体的に町としては考えているはずだと思うんですけど、今聞いていると、これから考えますという感じなんですけど、そういうことで受け取ってよろしいんでしょうか。

【事務局】

来年度になりましたら、まず中間支援組織を立ち上げて、その中でどういった支援をしていくかを1年かけて、しっかりと考えていくようになると考えてます。

【A委員】

そうしていただければ安心しますが、今の話を聞いているだけだと、アイデアだけあって具体的なものが全く感じられなかったのがちょっと心配したわけです。

【会長】

その他いかがでしょうか。

【副会長】

まず改正後の第8条第2項ですが、まちづくりに資するものであると認められるときは、施策に反映させるよう努めるものとするがありますが、この判断は町長がされるということでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【副会長】

改正前は、基本会議の役割を明文化する意義があったと思うんですが、改正後の、まちづくりに資するものと判断したときに施策に反映させるよう努めるというのは、当然のことかなって思うんです。あえてその旨の条項を置いた意味をお伺いできれば

と思うのと、まちづくり施策に反映させるよう努めるとあるのは、具体的にどのようなことなのかを聞かせいただければと思います。

【事務局】

改正前の第10条第4項には、「町の政策への反映について検討を行い」としてあります。つまり、あまり具体的な行動内容を規定したものではないんです。そうした規定を改正し、「反映させるよう努める」としたことで、もう少し踏み込んだ内容にしていますので改正前より一歩前向きな、町として積極的に反映させるようにしていかなきゃいけないという、町が義務を負うというような意味で、小さな文言でありますけれども、非常に大きな変更が行われていると考えています。

あと、反映についての具体的な話ですが、それは提案の内容によって変わってくると思います。動かなければいけない提案があれば、それを実現するために動く必要があると思いますし、ケースバイケースになると思います。

【副会長】

具体的に申し上げたのが、もともと風土フォーラムの役割に繋がる項目だったので、新しい組織がどのように関わっていくのかなと感じたんです。

【事務局】

まちづくり提案に関しては、中間支援組織が風土フォーラム基本会議のように関わっていくという想定はないです。そのため、そういった文言は条文に入れていません。その代わり、先ほど申し上げた通り、町長はその提案を積極的に施策に反映させるように努めていくようになりますので、ご理解いただきたいと思います。

【副会長】

まちづくりに関する意見で施策に盛り込むもの、盛り込めないもの、当然あると思うので、そのどちらにしても、どのような提案がなされたのか、それらを解決するためにどのような事業を実施したのか、あるいは町の考え方・回答でもいいと思うんですが、こうした理由でこのようにしたっていうのを、町民に対し定期的にお示しいただければと思います。それから、資料①の3に、本条例では規定しませんとありますが、これは中間支援組織を別の条例で定めるという認識でしょうか。

【事務局】

中間支援組織は、条例で定めるものではないので、別の条例においても規定することはいたしません。

【副会長】

【A委員】が懸念されたところに繋がると思うんですが、現状は住民自治の機運が希薄で、風土フォーラムはもともとまちづくりのプロセスに住民の声を取り入れていくような仕組みだと思うんですけど、中間支援組織は、見かけ上住民をおろそかにしないよというような、住民主体のまちづくりを実践しているよというような、カモフラージュのための組織と捉えられかねないのではないかと思っていて、今回まちづくり基本条例から風土フォーラムに関する部分を消す修正案としては承知しているつもりではあるんですけど、新しい組織について並行して条例化を進められていない状況だと、これまでより後退してしまうのではないかと不安な思いがあります。協働によるまちづくり活動の実施とありますが、イメージ図を見ると町から中間支援組織への矢印が一方通行なんですよね。なので、共有だったり、町と住民の相互理解だったり、相乗効果としても薄く感じるのかなと思います。それから、住民から手が上がるのを待つんじゃなくて、もっと能動的にまちづくりへの多様な担い手を大きくしていく観点や新しい組織のあり方をこの条例に盛り込んでいくという視点も必要かなと思っています。また、風土フォーラムのシステムを抜本的に変える必要があるとも思っていて、端的に言えば、この組織の位置づけと先ほど【A委員】もおっしゃられた、権限。それから執行のあり方を共同で進めていくにあたって、住民の参画だったり、協働の取り組みについての課題だったりと問題点を感じたところの検討を町民と町が継続的に進めていく必要があるんじゃないかなと思っていて、新しい組織で同じ鉄を踏まないためにも、先述した意見を含めて、まちづくり基本条例に落とし込んでいく必要があると感じています。

一意見とさせていただきます。

【事務局】

中間支援組織は、町の団体ではなく、町と一定の距離を置いた団体という位置付けですので、その団体を町の条例に文言として載せることはできませんので、あえて明

文化していないということでご理解いただきたいと思います。それと、委員のおっしゃる通り、中間支援組織のイメージ図に町からは一方通行で資金的支援等と書いていますが、中間支援組織と町が協働してやっていくことも当然あると思いますので、この表は修正いたします。

【B委員】

既に挙げられているものと関連するんですが、まず改正後の第8条第2項の文言として、町長だけに窓口が集中してしまうのはどうかと思っていて、さまざまな観点からまちづくり提案を見られる方がいいのかなと私は捉えています。改正前は、さまざまな視点が入って提案を見るという仕組みになっていましたが、改正後は町長の権限が強いと言いますか、【副会長】も先ほどおっしゃっていましたが、既に権限を持っている町長に全てを委ねることになってしまうのが、せっかくまちづくり基本条例で風土自治を住民とやっぺいこうというのが謳われている中で、何か違和感があるように思いました。あともう一点、窓口を中間支援組織にすればいいんじゃないかとこれを見たときに思ったんですが、中間支援組織には意見を求めないということで先ほどお答えされていて、それだと、この中間支援組織は何をやる組織なんだろうと思いますし、まちづくり団体等に資金的支援や伴走型支援をされていくと説明があったんですけども、それを委託じゃなくて負担金という形になると、自由度が高すぎてしまうのではないのでしょうか。何かブレーキが利かないような、町への波及効果や価値提供がないところでメンバーが楽しむだけのものにならないか、その危うさが生まれるかなと思っていて、お金を使えるようになるっていうのは一種の権限だと思うので、その権限を担う責任と言いますか、中間支援組織がやることをしっかりと取り決めた上でやっていただきたいなと思いました。あと、来年度の一年間、まちづくり提案ができないのはもったいないなと思いました。

【事務局】

改正後の第8条第1項のとおり、来年度もまちづくり提案はできます。ただ、改正後は風土フォーラム基本会議がなくなりますので、町長はその提案について基本会議に意見を聴くことができなくなります。繰り返しになりますが、基本的にはまちづくり提案を施策に反映させる姿勢で臨むという意味でこのような文言にしています。中間支援組織は、風土フォーラム基本会議とは違う位置づけで、いい意味で行政と一定

の距離を置く組織ですので、まちづくり提案について中間支援組織に意見を聴くということは考えていません。

自由度がありすぎてコントロールできるのかというお話がありましたが、中間支援組織に全てを丸投げするつもりはありません。事務局も一緒にその組織に入っていくようになるかと思いますので、しっかりとコントロールしていきながら、こういったことをやっていくのかを来年度中間支援組織内で協議しながら、決まりを作った上で進めていきたいと思えます。

【C委員】

資料①の中間支援組織のイメージ図が多様に解釈できて不適切なのかなと思えました。話を聞いていて思ったのは、中間支援組織の図のところに町を当てはめて、町の企業や社会福祉協議会などの間に中間支援組織があるという図なのかなと思ったんです。例えば、町と社会福祉協議会が何か物事をやっていくときの調整役みたいな役割をする中間支援組織があったり、観光協会との間に調整する中間支援組織あったりというような話なのかなと思えました。複数の中間支援組織がありえるという意味なのかなと。この図のままだと中間支援組織が町の下部組織ですべての町の業務を担う関係のように見えて現実的ではないように感じます。実際私も社会福祉協議会との間の調整役をやりたいなと思っていて、まさにそういう役割を中間支援組織というイメージかと思えました。図を分かりやすく変えた方が誤解を与えないんじゃないかなと思えました。私の図の理解が間違っているのかもしれませんが。

【D委員】

私の理解が追いついてないのかもしれないですが、移住して数年の私がまちづくりのこういう組織に関わったということが周囲の励みになっていると自負しているので、参画ができるような中間支援組織であつたらいいなと思えます。風土フォーラムという名前や今までのやり方に固執しているわけではないんですけど、そういう気持ちで今日の会議に臨んでいます。先ほど【C委員】がおっしゃったことの前に質問したかったのは、中間支援組織は複数ですかつていうところなんです。この図から見て組織は1個に見えますが、そこを確認させてください。

【事務局】

一つの間接支援組織を想定しています。

【D委員】

そうすると、先ほど【C委員】の発言が覆されるんですが、さっき中間支援組織が町内でなくても良いっておっしゃってたり、いくつか具体的なイメージが既にあるのかなっていう感じがして、大学とか東京のコーディネート企業が入って町民が置いてきぼりになってしまうというか、疎外感が起こるのはもったいないなっていう思いがあります。それと、もう一つは、これだけの連携をとる中間支援組織は一体どんな組織なのかなっていうのが見えてないだけに、皆さんちょっとざわつくんですね。イメージされている具体的な団体があって、来年度の予算もあって、そこに依頼しようっていうことなんですか。

【事務局】

中間支援組織として想定している既存の団体は一切ありません。令和6年度になったら、この組織をまず立ち上げる必要があると考えていますので、むしろゼロから作っていくことになると考えています。また、予算は新年度の予算になりますので、来年の3月の議会で議決をいただかなければなりません。

【D委員】

協働って書いてありますが、それぞれの団体から入ってきて、この中間支援組織がそれらの団体のコンソーシアムで成り立つということもあり得るということですか。

【事務局】

可能性としてはゼロではないと思います。今どういった構成にするかをまだ決めていないので、もしかしたら基本会議の委員から何名かお願いしたうえで、公募委員を募集したり、おっしゃるとおり各団体から委員を選出したりといったこともあるかと思っています。

【会長】

ご質問のある方、他にいますか。

いないようなので、議題（2）に移ります。

○議題(2)「パブリックコメントの実施について報告」

【会長】

パブリックコメントの実施について、報告をお願いします。

【事務局】

まちづくり基本条例は、町の施策の基本的方針を定める条例ですので、改正についてパブリックコメントを実施します。実施する際の資料は、資料①を使用します。ただ、先ほどいただいたご意見を踏まえて修正できるところは修正させていただきます。なお、パブリックコメントの実施期間は、11月15日から12月15日の30日間で実施します。また、その内容は広報かるいざわ11月号に掲載させていただきます。

○議題(3)「まちづくり提案について報告」

【会長】

では、引き続き、議題（3）のまちづくり提案について報告をお願いします。

【事務局】

まちづくり提案についてご報告いたします。

今回で、13件目のまちづくり提案となります。平成20年に1回目の提案があり、直近の提案が平成26年になります。では、資料③をお願いします。提案者にヒアリングを実施した上で作成した提案書の要点になります。提案の要旨は、「杉瓜観音堂の修繕とその周辺整備」になります。町の文化財に指定されている杉瓜観音堂ですが、その観音堂を修繕して周辺を整備したらどうかという提案でした。目的・効果については、新たな観光スポットができるや農作物のブランド価値が上がって休耕田も動き出すや、ランドデザインに乘馬の風景が描かれているのでそれを実現することにも寄与するんじゃないかというようなことでした。また、提案者としての活動は、杉瓜観音堂とその周辺における月1回以上の清掃・整備活動とのことでした。一方、町に希望することは、周辺道路等に杉瓜観音堂の案内看板を設置することと、杉瓜観音堂について町民に周知をしてもらいたいということでした。最後に、誰が主体となるかま

だ考えていないが、やってもらいたい又はやりたいこととして、杉瓜観音堂の修繕と参道に階段を設置するという事も提案したいとのことでした。

ただ、杉瓜観音堂は寺院の所有物となります。文化財を担当している生涯学習課と協議も行いましたが、やはり所有者がいる中で、町を含めた第三者が何かできるものではないという判断をしました。すでに提案者にはその旨文書で回答しております。

これらのことから、今回は基本会議に意見を求めることはせず、報告のみにさせていただきます。

また、本日所有者には提案内容を情報提供させていただきました。

報告は、以上となります。

【会長】

ありがとうございました。

○議題(4)「その他」

【会長】

11月3日のセミナーですが、適宜現場の状況を見て皆様をお願いすることもあるかもしれませんが、10時までにお越しいただくようお願いいたします。

また、11月23日のおしゃべり場ですが、セミナーの話を基にグループになってお話をさせていただく形になります。事前の申込みは不要として、当日にならないと実際何名いらっしゃるかわからないんですが、想定では、合計20名を4グループに分ける想定をしております。そのグループに基本会議のメンバーが2人程度それぞれ入っていただいて、1人が進行役でもう1人がサポート役という形で、役割分担をお願いしたいと思います。

また、セミナー内で、おしゃべり場に参加可能か事前にアンケートをとりますので、その集計が終わった段階でおしゃべり場の詳細を詰めていきたいと思っております。また、おしゃべり場の実行委員会ですが、何人か基本会議の委員の皆様にお手伝いいただければと思っております。お手伝いいただける方いらっしゃいますでしょうか。個人的には、【B委員】と【E委員】と【A委員】の3人にお手伝いいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【A委員】

具体的にどういったことをやるのでしょうか。

【会長】

各グループで、話をするテーマやそれぞれの役割を振ったりなどを想定しています。

【A委員】

わかりました。

【B委員】

わかりました。

【会長】

詳細は、セミナーでお会いしたときにお話できればと思っております。

【E委員】

わかりました。

【会長】

ありがとうございます。

ざわざわ実行委員会で何か報告などございますか。

【D委員】

今ガイドブックに載せる段階で、コンテンツとして美術館が12、軽井沢町が34、御代田町が8、佐久市が1、上田市が1、集まっています。ガイドブックやWEBページができましたら皆さんに示させていただいて、ご協力をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。

本日の会議は事務局からの報告がメインということでオンラインでの開催とさせていただきますが、また来月皆様とお会いできますことを楽しみにしております。

【事務局】

最後に申し訳ありません。

審議会などを原則公開するという町の方針が10月1日に施行されました。本日の会議は、現時点で公表できない議題であったことや10月1日から今日までタイトなスケジュールであったことから公開していませんが、次回からは基本的にはオンラインを含めて傍聴できる体制を整えることとなりますので、お含みおきください。

以上でございます。

【会長】

次回というのは、11月23日以降の基本会議ということですか。

【事務局】

そうです。例えば中央公民館で開催したときに、ふらっと傍聴者の方が来られるかもしれません。

【会長】

わかりました。

それでは、本日も遅くまでお疲れ様でした。